

## 教育警務委員会会議録

I 日 時 令和8年2月19日（木）

午前9時57分開会

午後0時05分閉会

II 場 所 第4委員会室

III 出席委員

委員 長	瀬川 侑希
副委員 長	立村 好司
委 員	佐藤 則寿
”	尾山 謙二郎
”	鍋嶋 慎一郎
”	大門 良輔
”	永森 直人
”	鹿熊 正一

IV 出席説明者

教育委員会

教育長	廣島 伸一
理事・教育次長	小杉 健
教育次長・教育みらい室長	
	中崎 健志
教育次長	板倉由美子
教育企画課長	森安 祐成
教育企画課課長（ICT教育推進担当）	
	五十嵐佳美
教育みらい室小中学校課長	
	木下 貴子
教育参事・教育みらい室県立高校課長	
	土肥 恵一
教育参事・教育みらい室特別支援教育課長	

魚津 直美  
教育みらい室 県立高校改革推進課長  
丸田 祐一  
教育みらい室 課長（児童生徒支援担当）  
岡本 一善  
教育みらい室 課長（夜間中学設置準備担当）  
岩田理恵子  
生涯学習・文化財課長  
前川 秋人  
生涯学習・文化財課 課長（青少年・家庭成人教育担  
当）  
河原 千里  
教職員課長 安川 賢一  
保健体育課長・課長（派遣スポーツ主事担当）  
五島 直樹  
保健体育課 課長（食育安全担当）  
松嶋 保子

公安委員会

公安委員	竹内登美子
警察本部長	高木 正人
警務部長	伴野 康和
生活安全部長	古川 秀治
地域部長	福山 大
刑事部長	橋森 俊広
交通部長	井上 数也
警備部長	青野 秀夫
警務部参事官・首席監察官	
	渡部 高史
警務部首席参事官・警務課長	
	水名 健
警務部参事官・会計課長	

**V 会議に付した事件**

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

**VI 議事の経過概要**

**1 閉会中継続審査事件について**

**(1) 説明事項**

廣島教育長

- ・令和8年度富山県一般会計予算（教育費）について
- ・令和8年度富山県物品調達等管理特別会計予算について
- ・令和8年度富山県奨学資金特別会計予算について
- ・令和7年度富山県一般会計補正予算（教育費）について
- ・富山県高等学校等教育改革推進基金条例制定の件について
- ・富山県立高等学校等設置条例一部改正の件について
- ・市町村立学校県費負担教職員定数条例一部改正の件について

高木警察本部長

- ・令和8年度富山県一般会計予算（警察費）について

伴野警務部長

- ・損害賠償に係る和解に関する件について

**(2) 質疑・応答**

**瀬川委員長** この内容については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において、計数等に特に御不審の点がありましたら御発言願います。——ないようでありますので、以上で2月定例会付議予定案件の説明を終わります。

### (3) 報告事項

森安教育企画課長

- ・令和7年度サンドボックス予算の執行実績及び令和8年度予算（案）への反映状況について

丸田県立高校改革推進課長

- ・令和7年度サンドボックス予算の執行実績及び令和8年度予算（案）への反映状況について

伴野警務部長

- ・令和7年度サンドボックス予算の執行実績及び予算（案）への反映状況について

資料配布のみ

教育企画課

- ・県立学校体育館における固定式空調設備整備方針（案）について
- ・第3期富山県教育大綱（案）について

教職員課

- ・令和9年度富山県公立学校教員採用選考検査について

刑事部

- ・刑法犯及び特殊詐欺等の情勢（令和7年）

交通部

- ・交通事故発生概況（令和7年）

### (4) 質疑・応答

佐藤委員

- ・不登校経験のある生徒に配慮した入試制度について

大門委員

- ・入試制度の見直しについて

永森委員

- ・県立高校の再編について
- ・県立学校体育館における固定式空調設備整備方針（案）について

- ・ 学校給食について
- ・ 未利用警察施設の土地及び建物の利活用について

鹿熊委員

- ・ サンドボックス予算の令和8年度予算への反映状況について
- ・ 新時代とやまハイスクール構想について

立村委員

- ・ 教員採用について
- ・ 若手警察官等からの提言への対応について

**瀬川委員長** それでは、ただいまの報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑、質問はありませんか。

**佐藤委員** 通告に従いまして、私から不登校経験のある生徒に配慮した高校の入試制度について4点伺います。

言うまでもないのですが、近年、不登校の児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、本県においても同様の課題を抱えております。一方で、不登校を経験した生徒が再び学びに向かい、自らの進路を切り開こうとする意欲を支えるための制度的配慮も各地で進んでおります。

報道によりますと、不登校経験のある中学生への配慮として、高校受検に際し、中学校が作成する調査書に出欠日数の記載を不要としている、あるいは出欠日数を選抜資料として重視しないとする自治体が増えていると承知しております。

文部科学省の調査によりますと、本年度の公立高校の入学者選抜において、調査書に出欠日数の記入を不要としている自治体が10都府県に上っております。具体的には、東京都、神奈川県、大阪府、奈良県、広島県に加えて、新たに福井県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府が導入したと承知しております。これらの自治体では、不登校の背景が

多様化、複雑化している現状を踏まえて、出欠日数のみで生徒を評価するのではなく、学習への意欲や努力、成長の過程を重視する選抜へとかじを切っております。

そこで、1つ目、本県の公立高校の入学者選抜において、調査書の出欠日数は合否判定にどの程度影響しているのか見解を伺います。また、不登校の要因が多様化、複雑化する中で、単純な出欠日数のみで評価することが、生徒の努力や成長の過程を十分に反映できないケースもあるのではないかと考えます。土肥県立高校課長に見解を伺います。

**土肥県立高校課長** 昨年7月に発出されました文部科学省の通知には、調査書に欠席日数欄を設ける場合には、欠席の理由を記載できる欄を設けたり、入学志願者が自ら欠席の理由について申告できる機会を設けたりするとともに、入学志願者が本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由により、中学校等を欠席したと認められる場合、そのことのみをもって合理的な理由なく選抜において不利に取り扱うことがないよう配慮するとありますが、本県ではこれまでもこうした考え方に基づき、入学者選抜を行っているところであります。

県立高校入学者選抜実施要領では、調査書等の資料と学力検査の成績等に基づき、能力、適性等を判定して選抜することとしております。具体的には、調査書は、学習の記録の評定による評定点135点と、特別活動等学習の記録以外の記載事項を換算したものによる評定点15点を合計した150点満点の調査書評定点として取り扱い、選抜に当たっては、調査書評定点と学力検査の成績を対比し、同等に扱い、判定することを原則としております。また、その際、調査書中のほかの記録についても審査することとしております。

委員御指摘の出欠日数のみで評価することは、本県では

行っておらず、高等学校長はこれらの文部科学省の通知や実施要領に基づき、厳正、公正、適正に入学者選抜を行い、生徒一人一人の状況や中学校での学びを通じた成長の過程も含め、総合的に合否の判定を行っております。

**佐藤委員** 他の自治体の先進事例を参考にしつつ、不登校経験のある生徒については、出欠日数の記載方法の工夫、学習意欲や活動状況、本人の努力が分かる記述の充実など、より実態に即した調査書の在り方を検討すべきと考えますけれども、土肥県立高校課長の認識を伺います。

**土肥県立高校課長** 委員御指摘のとおり、文部科学省が昨年12月に公表しました令和7年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査におきまして、公立高等学校の令和7年度入学者選抜で、調査書に出欠の記録を求めなかったのは10都府県で、昨年度から倍増しております。

本県は、調査書に欠席日数を記載することとしておりますが、文部科学省の通知に準じまして、以前から調査書中に欠席の理由を記載できる欄を設けるとともに、生徒本人が希望する場合、自己申告書を志願先高校に提出できる制度を設けております。

この自己申告書制度は、全日制一般入学者選抜や、同日に行われます定時制の前期第1次入学者選抜などにおきまして導入しており、中学校の第2学年、第3学年のいずれか、または両方で年間の欠席日数が30日程度以上ある生徒に対して、中学校から周知し、本人が希望する場合に提出できることとしております。

そこに記載する内容は、中学校での活動の様子、欠席理由や事情及び高校で学びたいことや意欲等としておりまして、中学校では内容を確認することなく、そのまま受検する高等学校に提出されます。高等学校では、当該生徒の学ぶ能力、適性等、提出された自己申告書を含めて総合的に

判定することとしております。

この制度により、欠席日数が多い生徒でありましても、学習意欲や生活の改善等への努力の取組を示すことが可能となり、入学者選抜への不安も抑えられるものと考えております。

**佐藤委員** 不登校を経験した生徒や保護者の中には、欠席日数が多いと高校進学が難しいのではないかという不安をお持ちの方、また、進学そのものを諦めてしまうケースも少なくないと聞いております。そこで、不登校経験があっても高校進学の道は開かれていることや入学者選抜においてどのような配慮がなされているか等について、県として分かりやすい周知と情報発信を強化すべきと考えますが、今後の取組について、土肥県立高校課長に伺います。

**土肥県立高校課長** 毎年、県内の中学校長等に対して実施しております入学者選抜に関する説明会におきまして、自己申告書の提出に関して丁寧に説明し、中学生や保護者への周知を依頼しているところであります。

中学校では、不登校の経験のある生徒だけでなく、欠席日数は30日に満たないが、日数が多く、それが気になる生徒も含めて、対象となる全ての生徒と保護者に対しまして、個別面談により自己申告書の制度について説明しております。自己申告書は導入から20年が経過しており、県内中学校においては十分に浸透しているものと考えております。

自己申告書を提出して高校に入学した者には、不登校の状況が改善できている場合も多いと聞いております。また、特に定時制高校は、欠席が多くなりがちな生徒が、自分の生活リズムで学べる場の役割も果たしており、中学校で不登校経験のある生徒も自分のペースで高校生活を送っております。

今後もオープンハイスクールなどの機会を通じて、高校

入試や高校の学校生活の情報を提供し、欠席が多くなりがちな生徒が、安心して入学者選抜に臨めるような取組を進めてまいりたいと考えております。

**佐藤委員** いずれにしても、本県の取組について十分に周知徹底をしていただきたいと思います。誰一人取り残されない教育の実現に向けて、不登校を経験した生徒が安心して挑戦できる高校入試制度を構築することは、極めて重要であると考えておりますので、本県においても調査書の記載内容の見直し、そして高校側への理解促進、中学校段階からの進路支援の充実など、さらに一体的に進めるべきと考えますけれども、今後の方針について土肥県立高校課長に伺います。

**土肥県立高校課長** 県立高校の入学者選抜制度につきましても、中学校、高校の関係者の意見等を参考に、これまでも改善に取り組んできたところであります。また、中学校、高校のそれぞれに対して入学者選抜制度について説明するとともに、中学生やその保護者への周知を図ってきました。

高校に対しては、毎年、文部科学省の通知や実施要領に基づきまして、入学者選抜制度について説明し、周知徹底を図っており、その上で、高等学校長は出欠日数のみで評価することなく、生徒一人一人の状況や中学校での学びを通じた成長の過程も含め、総合的に合否を判定しております。今後も不登校の経験がある者も含め、全ての受検生に対して、実施要領等に基づいて厳正、公正、適正に入学者選抜を実施してまいります。

中学校には、生徒が自信を持って高校入試に向かえるよう、日頃からきめ細かな進路指導に取り組んでいただいております。県教育委員会としては、入学者選抜制度につきましても、中学校に丁寧に説明するとともに、中学生や保護者、中学校教員等に対して、各高校の魅力や特色を発信し、

周知を図ることを通して、中学校での進路選択や進路指導を一層支援してまいりたいと考えております。

入学者選抜制度につきましては、新時代とやまハイスクール構想におきまして、社会の変化や他都道府県の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うこととしております。不登校経験の有無にかかわらず、全ての生徒が自身の強みを生かし、学びたい学校を選べる制度となるよう、中学校、高校の関係者と協議をしながら、調査書の在り方も含め、選抜方法等について一体的に検討してまいります。

**佐藤委員** 誰一人取り残されない教育をこれまで以上に現場目線で推進していただくことを心から願ひまして、私の質問を終わります。

**大門委員** 私からも入試制度について、いろいろと質問したいと思います。

その前に、私の子供は中学3年生でして、今、受検生であります。実は中学1年生の夏頃から2年生の夏頃まで学校になかなか行けない経験をしました。今では学校に行けるようになり、部活動にも参加し、高校に行きたいということで毎日一生懸命に勉強しています。

佐藤委員から話があったとおり、学校の出欠日数の件ですけれども、高校入試に関しては中学2年生頃からの出欠日数が調査書に記載されるということで、私の子供は欠席日数が30日以上には当てはまらなかったのですが、学校に行けない期間が若干ずれていたら当てはまっていたという印象です。やはり親からすると、出席日数が足りないことは高校進学の実績が狭まるのではないかとすごく不安になることですし、もし自分の子供の出席日数が足りていなかったらと思うと、私もそう不安に思っていたのではないかと思うところがあります。

こうした中で、入試制度の見直しが行われるという話が

あり、佐藤委員が言われたとおり、出席日数の件に関しては検討を要することの1つだと思いますので、私からもよろしくお願ひしたいと思います。

少し話がずれましたけれども、今まさしく高校の再編も行われておりまして、高校の統廃合であったり、魅力ある学科の再編であったり、そして私立高校も踏まえた高校の無償化や公私比率の撤廃など、本当に教育現場は変革のときだと思っております。

そういった中で、高校入試の形はここ何年も変わっておらず、時代に合った形にしなければいけないということで見直しの時期に来ていると認識しております。今の入試制度は、2月上旬頃に高校の推薦入試がありまして、3月下旬頃に一般入試、そして定員割れしたところの2次募集という流れで行われていると思っておりますけれども、時代に応じた入試制度について、どのような課題認識を持っているのか土肥県立高校課長にお伺いします。

**土肥県立高校課長** 県立高校の入学者選抜制度につきましては、これまでも中学校、高校の関係者と協議を重ねながら改善に努めてきたところであります。社会の変化や中学校、高校の実情等を踏まえて、長い年月をかけて改善を重ねてきた現行の制度につきましては、中学校、高校、それぞれから一定の理解が得られてきたものと考えております。

一方で、現在、県教育委員会では新時代とやまハイスクール構想への取組を通して、生徒に多様な選択肢を提供できるように、学びたい、学んでよかったと思える県立高校づくりを推進し、各校での教育内容について、その狙いと特色ある取組を整理しながら進めているところであります。

それに合わせて、入学者選抜制度についても必要な見直しを図る必要があると考えております。例えば、各高校で定めております入学者の受入れに関する方針をはじめとす

る3つの方針——いわゆるスクールポリシーを踏まえた特色ある入学者選抜の実施について検討してまいりたいと考えております。

入学者選抜につきましても、多様な背景を有する生徒の特性や興味・関心を育み、得意を伸ばし、多様な経験を生かした中学校までの生徒の学びの成果を評価するものであるとともに、高い公平性が求められ、中学校教育にも多大な影響を与えることから、関係者の様々な御意見を伺いながら必要な見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

**大 門 委 員** 本当に多様な学びや選択肢がある中で、どのように新しい入試制度をこれからつくっていくのかと思っているところです。そういった中で聞こえてくるのが、文部科学省で2025年からデジタル併願制の検討に入ったということでもあります。新田知事も会見でそのことに触れ、前向きな発言もあったと理解をしているところです。

現在、富山県で併願制はないですが、ほかの県を見ますとデジタル併願制ではないけれども併願制の県はあります。そんなに多くはないですが、例えば愛知県ですと、高校全体をAグループとBグループに分けまして、Aグループから1校、Bグループから1校を選択し、入試を受けられて、どちらかが合格するという形があります。あと京都府では、前期、中期、後期選抜という形がありまして、中期では2校を選抜して入試を受けられるという併願制が行われています。

また、これから併願制を取り入れようとしている県も複数あると聞いております。この併願制ですけれども、メリットで言えば、複数の高校を受けられるので受かる可能性が上がる、また、選択肢も増えるということがあります。デメリットで言いますと、本当に制度自体が難しく、ど

のように合否を判定するのかということのも複雑で難しいと聞いております。そこで、デジタル併願制を併願制も含めてどのように県として捉えているのか、そして、今後こういったものは検討の中に入っていくのか、お伺いしたいと思います。

**土肥県立高校課長** 委員御指摘のデジタル併願制は、複数の公立高校に志望順位をつけて出願し、デジタル技術を活用して合格する高校を決定する制度であります。

デジタル併願制につきましては、石破前首相が関係省庁に対して導入を検討するよう指示されたことを受けまして、当時の阿部文部科学大臣が導入のメリットや課題を整理しながら丁寧に検討する考えを昨年4月に表明されて以降、国からの方針がまだ示されていない状況でございます。

デジタル併願制につきましては、メリットとして、受検生が複数校への出願が可能になり、県立高校への進学機会の拡大が期待されるという声がある一方で、懸念されることとしましては、生徒の希望の偏りなどによる県立高校の序列化を加速させるという声もあると承知しております。

1月に策定した新時代とやまハイスクール構想実施方針の中でも、入試制度の検討を進めることとしておりまして、デジタル併願制につきましても、国の動向を注視しつつ、他の都道府県での状況を参考に検討してまいりたいと考えております。

**大門委員** 国やほかの県の動向を見ながら、導入するかしないかを検討していくということで、入試制度見直しの検討事項の1つに入っているという認識です。

ほかの県を見ても、例えば広島県では、大変面白い入試制度を行っておりまして、富山県では、先ほども説明がありましたとおり、入試は、テストの200点満点の点数と調査書評定点の150点を足した点数で合否を決めてお

りますけれども、広島県はそれに自己表現という部分をプラスして入試を行っております。その割合も、学力のテストの点数が6、内申の調査評価点が2、そして自己表現の2ということで、6対2対2の割合で合否を算出している状況です。自己表現の部分は、大変ですけれども、面談を行いながら子供たちの特性や将来どういったところに就きたいか、学校でどういったことを頑張ってきたかといったことを聞いておられます。

特にそういった自己表現というのは、点数だけではない、学力だけではない、子供たちの思いも聞けるという意味でも、新しい教育——多様な選択肢や多様な教育を求めるだけに、すばらしい高校入試の取組の1つだと思っておりますけれども、そういった入試制度につきまして、どのように県として捉えているのか、また、そういったものは検討課題に入っているのかお伺いしたいと思います。

**土肥県立高校課長** 本県の県立高等学校入学者選抜実施要領では、調査書等の資料、学力検査の成績等に基づいて能力、適性等を判定して選抜することとしておりまして、選抜に当たっては、委員から御指摘があった調査書評定点と学力検査の成績等を対比し、同等に扱い判定することを原則としております。

一方、学科やコースの特色に応じ、各高校のアドミッションポリシーに沿って人物を評価するため、例えば推薦選抜では、特定の教科に優れていることや部活動の実績があることなど、各校の特色を踏まえた具体的な志願資格を設定しております。

また、一般選抜では、調査書や学力検査の教科の配点の比重を変更できることとしておりまして、現在、一部の県立高校で実施しております。加えて、面接や専門に関する実技検査等を行うことができるとしておりまして、こちら

も一部の県立高校で実施しております。

今後、こうした制度の運用の拡大を含めまして、入試制度について検討していくことになると思いますが、入試制度につきましても、全ての生徒に対し公平公正であるという点や、実施を行う上で過度な負担がなく実施できるかなど、常に生徒や受検の実態等を見ながら改善していくべき性格を持っております。

今後、関係者の様々な御意見を伺いながら、高校の特色や教育内容に見合うものとする観点、また、生徒が自身の強みを生かし、学びたい学校を選択できるものとする観点など、選抜に必要な視点として何が求められるのか整理をした上で、必要な見直しを進めてまいりたいと考えております。

**大門委員** 富山県の一部の学校では、自己表現みたいなものを入試で実施しているという話がありましたけれども、どういった学校がしているのでしょうか。

**土肥県立高校課長** 例えば呉羽高校普通科の音楽コース、それから富山北部高校普通科の体育コースなどで、そういうものを行ったり、実技に関しては、同じように富山北部高校の体育コース、呉羽高校の音楽コース、それから高岡工芸高校の工芸、デザイン・絵画コースなどで行っております。

**大門委員** 今ほど説明があったとおり、音楽、体育、デザインといった勉強だけでなく、子供たちの特性を見る——恐らく部活動の話だと思えますけれども、音楽や体育であれば技術を見るということは、今までも行われてきたわけがありますけれども、やはり一般の子供たちも、どういった将来像を描き、高校でどういったことを学びたいか、どういったことを中学生で学んできたかといったことを高校入試の中に入れていくことは、1つ私は大切な観点だと思います。

ます。学力だけでははかれない部分があると思っております。言われた体育や芸術や音楽だけでない部分でも、そういったところを高校入試に取り入れることが、まさしく今の時代に合った入試制度だと思っているところでもあります。

もちろん、併願制も1つなのかもしれませんが、今の時代に合った高校入試となれば、やはり子供たち一人一人の特性を見ることが、より必要になってくると思いますので、ぜひそういった高校入試をまた考えていただきたいと思います。

そこで、最後になりますけれども、新たな高校入試制度について、検討して、実施していくスケジュール感はここまで開示されておらず、これから開示されるものと思っておりますけれども、どのように進めていきたいと思っているのか、もしゴールが決まっているのであれば教えていただけたらと思います。

**土肥県立高校課長** 令和7年8月の自民党議員会教育PTからの提言におきまして、高校再編による学校の特色化と表裏一体で、自分の強みなどを生かした学校選択ができる入試制度改革の検討が必要とされました。

また、意見交換会等でも、入試制度の見直しを求める意見が多かったことから、新時代とやまハイスクール構想実施方針におきましては、令和8年度より、新時代ハイスクールの設置に合わせて入試制度の検討を進めていくこととしております。

実施方針では、県内で外国籍の生徒が増加している現状を踏まえ、外国人生徒に係る特別入学枠を設ける学校の第1期での開設を目指しており、これに対応できる入学者選抜の検討に着手したところでもあります。

今後は他の第1期で開設を目指す学校につきましても、

例えばアドミッションポリシーに沿って人物を評価するための選抜方法など、社会の変化や他の都道府県の状況等を踏まえながら検討を進めたいと考えております。

**大門委員** 先ほど言った併願制や自己表現の部分の実施などもこれから検討していくとっておりますし、外国人生徒の話がありましたけれども、そういったところも本当に大事な部分だと思っておりますので、ぜひ検討していきながら、将来像を示していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**永森委員** 通告していないのですけれども、今朝、高校再編について大きな記事が出ましたので、2点ばかり聞かせていただきたいと思います。

まず1点、この話本当ですかということを知りたいとは思っていませんけれども、記事の中で少し気になったのが、最後のほうに、検討会議は次回以降、令和29年度頃をめどとする第1期再編の対象校について具体名を挙げて、検討、議論をしていくということが書かれています。それで、前回定例会の教育警務委員会でも、不登校生徒や外国籍生徒の増加などを踏まえ、誰一人取り残さない学校を第1期でつくるという話があるけれども、こういう分野は私立高校や定時制高校でも担っていますよねと。そして、少人数学級が望ましいと考えるけれども、新時代ハイスクールでは1学級40人が前提ですよと。こうした中で、再編により設置される全日制高校が、誰一人取り残さない学校となることに本当に親和性があるのかということをお聞きして、そのことについては、第1期の検討をしていく中で議論させてほしいということであったと思っております。

少し長くなって恐縮ですけれども、大規模校は県下全体から人が集まって来やすい場所がいいだろうという議論の

過程の中で、呉羽高校に設置する案が恐らく出て、今朝の記事になったのだらうと思いますけれども、学校の特色があって場所が決まるというのが、やはり基本だらうと思っているのです。

なので、今、仮にエンパワーメントと呼ばれる学校をつくるということであれば、それは県の東部と西部に1か所ずつ必要なのか、県全体に1校必要なのか、そういう議論の中で立地場所がおのずと決まってくると思うのです。何を言いたいかという、まず、どういう性質の新しい学校をつくるのかという内容の議論が先に来て、その後、こういう内容の学校だからこんな立地に必要だよねという議論があって、対象校の具体名が出てくるという流れが、やはり議論の進め方の姿だと思うのですけれども、具体的な学校名が先に出てくると、むしろ内容の議論が中途半端なままで、これまでの再編——いわゆるどこの学校がなくなると、どこの学校が残るという議論に終始することにならないか、私とすれば非常に懸念されると感じました。

このことについて、書いてある記事の内容が事実なのかを含め、事実だとすると、これはどういう意図でこういうことになっているのかについて、お答えいただければと思います。

**廣島教育長** まず、今日の記事の件から順番にお話をさせていただければと思うのですけれども、昨日の検討会議につきましては、構想の実施方針の中身を確認しながら、第1期校や中高一貫教育校、大規模校に関しまして、今後の検討や意見交換をして、委員間の共通認識を図ったという位置づけであったと思います。その後、私が取材に対応したという流れでございました。

新聞報道にもあったところですが、私どもとしては、大規模校については、実施方針そのもので富山市内の県立高

校敷地などを活用して設置すると言っていることでもあります。昨日の会議の場では、設置場所として富山市内にあります県立高校を候補に挙げて議論しました。そこで当然、呉羽高校もその1つの候補地として意見交換したわけですが、有力な候補地の1つということもあるとは思いますが、昨日の会議で、大規模校の設置場所として決定されたわけではないということでございます。

あわせて、この質問に答えさせていただいている関係で、私どもとしては情報管理もしっかりしていく必要があると思っております。

報道された内容については、若干非公開の部分の議論にもかかりますので、当方としましては残念であり、重く受け止めるべきものと認識しております。今後、県民の皆さん、特に当該高校で学ぶ生徒たち、そして教壇に立つ先生方に不要な混乱を招かないようにしていくことが、私どもの責務であり、それを踏まえて、しっかりと議論を重ねまして、方向性がまとまれば、正確かつ丁寧に伝えていくことが基本だろうと認識しているところでございます。

その上で、今ほど委員から御指摘をいただいた今後の進め方は、まさしくおっしゃるとおりで、昨日の検討会議の場でも、どういった理由でどのような高校をつくっていくのかといったことをしっかり提示して検討していくべきとの意見がありました。ただ、やはり検討していく中では、具体的な高校名も出てくる過程があり、その過程を考えるときに、この実施方針でも記載しておりますが、まず今やっている教育内容をベースに、新たに必要な教育内容の整理をしっかりとやることが大切であろうと思っております。それで、学校規模も勘案しながら、当然最終的には地域ごとの中学生の数も踏まえて、整理していくというのが今回の考え方でございますので、教育内容を整理していくことは、まず

取り組むべきことであろうと思います。そうしたことを検討していくには、やはり具体の学校名も挙げつつ考えていくというのが、私どものやり方になってくるものと認識しております。

**永森委員** もう一点、今ほどの議論にも関わることについて伺います。昨日の検討会議での議論は非公開の中で行われたということでもあります。その議論の性質上、非公表としたほうがいい理由も十分理解いたします。

今回の報道は、呉羽高校という具体的な高校名が出ました。ただこれは新しい学校をつくるという報道なので、基本的にそれほどネガティブに捉えられる報道ではなかったため、これは現時点では決まっていないという曖昧な姿勢を取られても、それはそれでいいと思っています。

ただ、次回の会議からは、なくなるかもしれない学校として情報が漏れていく可能性があるということなのですよね。それは情報として独り歩きしていく可能性も非常に高いと思いますし、臆測の中で、それぞれの地域でいろいろな議論がなされていくことも踏まえると、当然非公表で議論されていくのは理解いたします。しかしながら、では、その議論の内容は、我々議会や県民に対しても、最終的な結論となりそうな段階まで、教育委員会としては、ずっと非公表の議論とする立場で通されるのか。それとも、議論の方向性や議論のプロセス——こういうことを議論して、その過程でこのような学校名が出ていますけれども、それは統廃合するとは決まったわけではないですよということなどを含めて、どう県民や議会とやり取りしながら進めていけるのか。やはりこういうものは1回学校の名前が出始めると後戻りできなくなってくるというのが、これまでの再編ですとたどってきた道なのです。1回名前が出て、それをやっぱりやめましたとなったことはこれまではない

ことからいっても、議論されて具体名が出れば、どこかからは勝手に漏れていくのではないかと懸念もいたしておりますので、このタイミングで具体の学校名まで出して、早々に議論をしていくことが本当に適切かどうかも含めた、いろいろな判断が必要ではないかと思えます。要するに、これからの情報共有はどのように行っていくのか聞いておきたいと思えます。

**広島教育長** 先ほども若干申し上げましたが、情報管理については、やはりルールに基づき徹底管理したいという思いは私どもとしてあります。その上で、今後のやり方につきましても、こうしていくと、きっちり決めている状況ではないというのも事実かと思えます。

ただ、検討会議において議論は自由闊達にやりたいということもございます。誰がどの意見を言ったかということの公表は自由闊達な議論に若干の支障が出てくることも踏まえて、議論された内容で、情報提供すべき事項が出てきたと判断した場合は、適切に情報提供させていただくというのが今の基本と思っております。

昨日の検討会議におきましては、一応来年度の前半を目途に1つの方針を出していければということの方角性として情報提供させていただいたところでは、公表の仕方も含めて、委員の皆様のお意見も伺いながらやっていくというのが、現時点で申し上げられることと理解しております。

**永森委員** なかなか難しいところだと思いますけれども、まだ後戻りできる段階のところ、県民なり、我々議会なりとの情報共有がなされた上で、今後の議論がしっかり進んでいくようぜひともお願い申し上げます。

それでは、通告の部分について質問したいと思います。

まず、県立学校体育館における固定式空調設備整備方針

についてです。今日の報告事項の中でも報告されておりますけれども、昨年度の2月定例会で知事からも今年度中に整備方針を決めていきたいと御答弁があったとおり、きちつとこのように整備方針を取りまとめていただき、なおかつ、特別支援学校に続いて高等学校までしっかりと切れ目なくスピーディーに整備いただけることについては、敬意を表したいと思っております。

その上で、内容について若干お聞きしたいと思います。まず、学校もたくさんありますので、全体の整備費は相当な金額になるのではないかと考えております。空調整備費や断熱改修費は空調設備の設置の方式によってもいろいろと金額がぶれると考えておりますけれども、金額はどの程度になって、対象校は3か年で何校程度になるのか伺います。

また、新時代とやまハイスクール構想の第1期校再編の議論にも及ぶかと考えております。今の整備方針でいうと、ちょうど学校が再編によりなくなるか、なくなるか結論が出た後に、なくなる学校だけでも、まだ学校としては存続しているという状態がしばらく続く状況になると考えておまして、そうした学校も、この空調整備の対象となるのか森安教育企画課長にお尋ねをいたします。

**森安教育企画課長** 県立高校体育館におけます固定式空調設備につきましては、本日御報告しております整備方針案のとおり、令和9年度に基本設計を行いまして、それぞれの体育館の構造や規模、それから既存の電気設備の状況、断熱改修の費用対効果などを検討いたしまして、採用する空調方式や機器の台数、電気設備の整備、断熱改修の有無を決定したいと考えております。

最大の費用について、どれぐらいかというところは現時点で確かなことをお答えするのは難しいのですが、例えば

今年度、特別支援学校の基本設計を実施している最中ですが、それを基に県立高校体育館への導入費用を推計いたしますと、まず電源自立型のガスヒートポンプ方式を採用した場合の設置費用が9,000万円程度になると見込んでおります。また、さらに追加で屋根の遮熱塗装や窓ガラスに遮熱フィルムを貼り付けるといった断熱改修を行う場合、追加で500万円から3,000万円程度かかるのではないかと見込んでおります。合計いたしますと、マックスで考えた場合には、大体9,000万円から1億2,000万円程度かかるのではないかと考えております。

工事につきましては、令和10年度に着手をいたしまして、令和12年度までに全ての県立高校の体育館1棟への整備完了を目指したいと考えております。

この令和10年度から令和12年度までの3年間の対象校は、現時点で、全日制と定時制を合わせまして39校想定しておりますが、それぞれの具体的な整備につきましては、体育館の現況や老朽化の状況、それから各地域におけます避難所の指定状況などを踏まえつつ、さらに年度間の予算の平準化のほか、新時代とやまハイスクール構想の第1期設置方針も考慮の上、決定していきたいと考えております。

**永森委員** 39校ですので、現時点で存在している全ての高校が対象になり、各学校の整備費は1.2億円程度ということでした。実はたまたま射水市でも今、中学校体育館の予算案が出ておりまして、大体1校当たり1.2億円ぐらいかかっておりましたので、それに似たような金額に当然なり、総額だと50億弱ぐらいの金額に計算するとなってくるのだらうと思っております。避難所等々となっているところも多いわけですので、最近の猛暑のことなども含めまして、しっかりと財源を確保しながら整備を進めていただけるようお願いをしたいと思います。

次に学校給食についてでございます。こちらのほうも、私も度々質問しているのですけれども、米の値段が、令和7年産米の富富富でいくと60キロ当たりの概算で2万6,800円となっていて、その前の年が2万900円なので、金額が5900円、おおむね30%上がっているというのが現状になっております。

例年、学校給食会と農業関係団体が協議をして、年度ごとにお米全体について契約をしていくことになっていて、おおむね今の時期だと来年度の協議が終わっているタイミングではないかと思っております。

そこで、来年度の米の単価の状況について、具体的に幾らとまで言えないということであれば、上昇傾向であるとか、上昇の幅といった範囲の中で、ぜひお答えをいただきたいと思っておりますけれども、学校給食への影響をどのように認識しているのか松嶋保健体育課課長にお尋ねします。

**松嶋保健体育課課長** 本県では、公益財団法人富山県学校給食会が県内の公立小中学校や共同調理場などで使用する米、パン、麺などの基本物資を安定的に確保することが基本となっております。学校給食用の米については、現在、1つの自治体を除き、県学校給食会が農業団体から調達し、統一価格で提供しております。

来年度の米の価格については、現在最終調整中と聞いておりますが、例年、農業団体におかれては、児童生徒のため、市場価格よりも抑えた価格で県学校給食会と契約していただいております。とはいいますがものの、米類の消費者物価指数を見ますと、令和2年を100とした場合、令和6年平均が122.8、令和7年平均が205.6と上昇しております。来年度の学校給食の米の価格は、一定程度上がるものと見込まれます。このため、米の単価の上昇は、学校給食

費の設定に大きな影響を与えるものとなります。

こうした状況の中で、県教育委員会としては、児童生徒の心身の発達のため、基本物資が安定して提供され、良質な学校給食が円滑に実施されることが重要であると考えております。

**永森委員** 金額等々についてはこれからということでした。今、小学校で学校給食費が無償化されていくということですが、国は5,200円という単価を出しています。射水市に聞いたら、射水市は小中学校両方で無償化したのですけれども、小学校で単価6,300円かかっており、国の設定された単価からは既に1,100円持ち出しになっていて、中学校だとさらに7,300円になっているということでもあります。

それで、米だけではないと思うのですけれども、こうした物価高騰に対する考え方は、食材費が上がれば、保護者に転嫁するというのが基本的な制度の作りだだと思うのですけれども、どんどん無償化することになってくると、そういう考えはなくなってくるわけです。米の値段が上がるとどこが大変になってくるかということ、やはり市町村がその財源的なものも含めて大変になると思うのです。

今は物価高騰のいろいろな仕組みの中で、重点支援の交付金などを活用しながら、財源を上手に見つけて補填することができていますけれども、こういうものが未来永劫続いていく保証は当然ないわけです。そのような中で、県として、あるいは国全体として、5,200円の単価で本当にいいのかということなども含めて、いろいろな議論がもう少しされなくては、市町村だけが苦勞することにならないかと非常に懸念をしております。そういう課題が現実に各市町村で起きているということについて、国への働きかけなども含めまして、頭に留めながら今後の政策を進めていた

だければと思っております。

あと2問は警察に対してでありまして、昨年12月末に警察本部で未利用警察施設の土地及び建物の利活用に向けてのサウンディング型市場調査というのを実施された結果が公表されております。

富山県内でこの調査の対象となったのは11か所となっております。そこで、まず未利用の警察施設は、どの程度あって、今回対象にした11か所というのは、どのような観点で選定をされたのか伴野警務部長にお尋ねいたします。

**伴野警務部長** 県警察の警察活動の基盤であります警察施設につきましても、老朽化の程度などに応じまして、計画的に建て替え整備等を行っているところでございます。

経年劣化等により使用を停止している施設が令和7年4月1日現在で16か所ございます。その多くが昭和30年代から昭和40年代にかけて建設された警察官待機宿舎となっております。

今申し上げた未利用施設のうち、将来的に利用が見込まれない施設につきましても、計画的に解体処分をしていくこととしておりますけれども、その中で県が所有する土地、建物につきましても、有効活用の方策を調査するため、民間事業者から自由かつ実現可能なアイデアを幅広く聴取するためのサウンディング型の市場調査を実施したものでございます。

今回調査対象とした11か所の選定につきましても、今申し上げたとおり、原則土地及び建物ともに県有財産であること、かつ現在使用を停止、または今年度中に使用停止を予定しているものであることなどを踏まえまして、警察官待機宿舎8か所と交番駐在所等3か所を選定したものであります。

**永森委員** この調査結果では、実際に民間の参加事業者から

も活用のポテンシャルは非常にあるという意見が出されているようでして、立地的に悪くない場所にあるということも理由にあると思っております。

こういう既存ストックをより有効な形で民間で使っただけことは重要だと思っておりますし、それこそ一部我々県議の同僚からも、施設として非常に老朽化が目に見え、景観上も課題があるのではないかという指摘も度々出されているところでもあります。建物が国有地に建っているものもあるとお聞きしてはいますが、今ほどおっしゃったように、こうしたせつかくの調査結果を踏まえながら、できるだけ早期に施設の有効活用を行ったり、さらに今後対象を拡大していくことも重要かと思っておりますけれども、具体的にどう取り組まれるのかお伺いいたします。

**伴野警務部長** 今回サウンディング調査を行いまして、民間事業者4社ほどに御参加をいただきました。参加した事業者の方々からは、建物の修繕等が一定程度必要ではあるものの、永森委員もおっしゃったとおり、立地が非常によいということをおっしゃっておられまして、様々な用途での利活用が見込めるとした上で、例えば賃貸アパートや民泊施設として地域の活性化に貢献できるのではないかと、という御意見がございました。それから、建物は解体した上で、駐車場や地域のための防災施設を備えた自社施設としても活用できるのではないかと、といった具体的な利活用方策についての御意見も頂戴したところでございます。

御質問されました今後の取組についてですけれども、一般的に警察施設の老朽化が非常に進行している中、特に待機宿舎につきましては、警察署の再編整備に合わせた集約化の検討も今進めておりまして、県有財産の有効活用という観点も含めて、未利用警察施設の跡地処理に関する取組について、知事部局、関係部局とも緊密に連携して対応し

ていく所存でございます。

**鹿熊委員** 最初に、報告事項でサンドボックス予算についての説明が教育委員会と警察本部からございました。

その中で、伴野部長に少し確認したいのですが、警察からは2件——繁華街安全対策事業500万円弱とeラーニングによるSNS注意喚起事業50万円弱について説明がありました。その後、令和8年度予算案への反映については全く触れられなかったわけですけれども、これは検証がこれからということですか。その説明がなかったので、改めて確認したいと思います。

**伴野警務部長** 鹿熊委員のおっしゃるとおりでございますが、AI機能搭載の防犯カメラの設置はこれからになっております。といいますのは、本来令和7年度のサンドボックス予算ですので、もっと早く設置すべきというのは、そのとおりでございますが、事業者がなかなか見つかり切らないところもございまして、予算や諸条件の照らし合わせなど業者との事前の調整にかなり時間がかかっておりまして、こういった時期になってしまったということです。

今後、設置した上で、来年度に及ぶと思っておりますけれども効果検証をしていきたいと考えております。

**鹿熊委員** eラーニングの事業はどうですか。

**伴野警務部長** eラーニングにつきましても、大学の学生ボランティアにもお手伝いをいただきまして、eラーニングの教材として動画を作成しているのですけれども、動画の作成業者との調整もございまして、この時期になってしまったということでございます。

**鹿熊委員** 分かりました。サンドボックス予算でございますので、なるべくその年度中に実施をして、効果を検証して、次年度に反映していくというのが望ましいと思っておりますので、ひとつまた心がけていただければと思います。

それでは、本題に入らせていただきます。新時代とやまハイスクール構想について、今さら何を聞くのだと言われるかもしれませんが、改めてこの実施方針を見ておりましたら、よく言われていることですがけれども、今回の新時代とやまハイスクール構想というのは、これまでと全く違った考え方で、全ての県立高校を対象に再構築をして、新しい学校を設置するというのが基本的なことだと思っております。

以前の再編というのは、いわゆる160人未満の小規模校をなくしていこうということが基本といたしますか、それしかなかったのだろうと思っております。その理由には、小規模校は基本的には生徒の学校教育環境として適切でないという観点があったと思います。以前は8校を4校に統合した——例えば泊高校と入善高校においては、いずれも小規模校であるけれども、より小規模校の泊高校を距離的に近い入善高校に統合したということですね。それが4つの学区でそれぞれ行われたのに対して、今回はとにかく全ての高校を再構築していくということでもありますので、全く考え方が違うと思っております。

これは非常に斬新な考え方であり、その上で、7つの類型の学校に再構築していこうということでもありますので、期待するものがあります。一体どのような20校程度の高校が富山県にできるのか非常に楽しみでもありますし、県民の皆さんも期待が大きいと思うのですね。

一方で、具体的なそれぞれの高校がどうなるのだろうかという不安ももちろんあるわけですが。社会の変化が激しく、生徒も多様化するときに、生徒にどのような類型の高校や多様な選択肢を提供するかということですから、これは非常に大事な再編の機会だと思っております。

そこで、例えば富山中部高校、入善高校、魚津工業高校

を例に、再構築とはどういう意味なのか質問したいと思います。それぞれの高校がどうなるのかということは、全く問う気持ちはないです。残るのか、残らないのかということ問うのではなくて、全ての高校を再構築の対象にするというわけですから、どこでもいいので、例えばこの3つの高校については、どのようにして再構築をしていくのか、再構築の考え方、あるいは再構築の意味をまず問いたいと思います。

**丸田県立高校改革推進課長** 今、委員から御紹介もございましたが、従来の再編というものは、学校規模を基準としてきたところでございますが、今回は、令和3年から様々な声をお聞きしながら検討を重ねた結果、令和20年度を見据え、基本目標でございます「新時代に適応し、未来を拓く人材の育成」を目指し、全ての全日制県立高校を3期に分け再構築し、新たに20校を目安とする新時代ハイスクールを設置していくとしたところでございます。

お尋ねの今回の再構築の考え方につきましては、主に教育内容に着目をし、県立高校を再編しようとするものでございます。

実施方針で示されましたとおり、まず、これまで各高校で行われてきました教育実績を基に、将来を見据え、新たな取組を加え、今後必要と考えられる教育内容を整理いたします。次に、教育内容と様々な学校規模を組み合わせまして、7つの学校類型ごとに学校分類をします。その上で、各学校を各地域における今後の中学校卒業予定者数も踏まえ、県内にバランスよく配置することで、少子化が進む中においても、生徒に多様な選択肢を提供したいというのが考え方でございます。

今ほど委員から、幾つかの学校を具体例としてどうなるのかという御質問がございました。今後必要と考えられる

教育内容といたしましては、例えば名前が挙がりました富山中部高校や入善高校は、普通系学科がございすことから、スタンダードやS T E A M、未来創造といった教育内容に分類されるかと考えております。また、入善高校の農業科や魚津工業高校は、職業系専門学科に整理されるものでございすので、そうした整理を行い、さらに新たな取組も盛り込みながら、7つの学校類型に組み入れていくことになるものと考えております。

また、それらの配置につきましては、各地域における今後の中学校卒業予定者数を踏まえ、県内にバランスよく配置をしていくといったイメージになろうかと考えております。

**鹿熊委員**　そこで確認をしたいのは、物理的に学校の建物が残るのか、残らないのかということはあるかもしれませんが、そもそも全ての高校を対象にして再構築していくというのですから、34校は全て新たな類型になっていく——例えばA校は学校の建物が残ろうが残るまいが、新たな類型になっていくと、B校も同じであるということですから、残る残らないという考え方はないのだろうと私は思うのですよね。その点どうでしょうか。

**丸田県立高校改革推進課長**　今、委員からも御紹介がありましたとおり、34校全ての教育実績を基に整理をし、検討してまいりたいと考えております。

**鹿熊委員**　それで2問目に、今の質問とも関係するので同じ答えになると思うのですが、34の高校をそれぞれどのような基準で7つの類型に再構築していくのか、改めて問いたいと思います。

**丸田県立高校改革推進課長**　少し繰り返しになる部分がございますが、今回は教育内容に着目し、県立高校を再編しようということがございます。

その基準の考え方として、実施方針におきましては、現在の34校全ての全日制県立高校の教育実績を基に、今後必要と考えられる教育内容を整理し、学校規模と組み合わせた新時代ハイスクールの学校類型を7つお示ししてまいります。具体的には、プログレスハイスクール、STEAMハイスクール、グローバルハイスクール、総合選択ハイスクール、未来探求ハイスクール、地域共創ハイスクール、実践ハイスクールの7類型でございます。そして、それぞれ目指すべき学校像や代表的な特徴といったものも整理をいたしますとともに、7類型を示す冊子も作成するなどして、整理をしたところでございます。

また、実施方針の中では、今後、それらを東西にどういう配置をしていくかということの目安もお示しをしておりますので、そうしたことが今後の7類型の再構築の基準や考え方になるものと考えております。今後、これらを各地域における今後の中学校卒業予定者数を踏まえ、県内にバランスよく配置してまいりたいと考えております。

**鹿熊委員** 学校が残る残らないということはないと思うのですね。したがって、これから大事なことは、今説明にありましたようなこと——どういう願いや目的、考え方で再構築していくのかということ、いかに県民の皆さんから理解を得るのかがとても大事だと思って聞かせていただきましたので、そこをととても気をつけて周到にやっていただきたいと思うわけです。

それまでの教育実績ということを何度も答弁されておられますけれども、教育実績というのは、例えば歴史、伝統、それぞれの高校のポリシー、それから蓄積してきた様々な知の集積のようなものですかね。その教育実績というのは何を指すのですか。

**丸田県立高校改革推進課長** 委員がおっしゃいましたように、

いろいろな歴史があって、今の高校の教育が行われているものと考えております。また、地域といろいろな連携に取り組まれている高校もございますので、各校それぞれ歴史、伝統、そして実績があるものと考えております。

そうしたものを今後必要な教育内容に整理をしながら、バランスのよい配置で再構築を検討していくことになるのかと考えております。

**鹿熊委員** それでは最後になりますが、富山県の産業を代表する「くすりの富山」を支える人材をしっかりと供給している高校が富山県にあるわけです。このようなくすり・バイオ科や薬業科は、全国に4校で、そのうちの2校が本県の富山北部高校のくすり・バイオ科と滑川高校の薬業科にあるということで、極めて重要な学科だと思っております。それから南砺福野高校にある福祉科ですが、これも福祉人材を輩出する、育てる大変重要な学科だと思います。

これらのくすり・バイオ科や薬業科、福祉科は、7つの類型のどの高校に設置されることになるのか聞きたいと思っております。

**丸田県立高校改革推進課長** 委員から御紹介いただきました富山北部高校にごさいますくすり・バイオ科、また滑川高校にごさいます薬業科は、本県の県立高校では工業科に位置づけており、本県の基幹産業の1つである医薬品産業を担う人材の育成において、大きな役割を果たしていると考えております。

昨年秋に、工業科の在り方について、産業界の代表や学校関係者などと協議をいたしました際も、医薬品産業の振興や専門人材の育成を積極的に進めている県の施策に対応した学びの場の提供が必要であるといった御意見がございました。

新時代ハイスクールにおいて、どの類型の学校に設置さ

れるかという御質問でございましたが、具体的には今後の学校づくりの中で検討していくこととなりますけれども、工業科など職業系専門学科で構成します実践ハイスクールや、職業系専門学科と普通系学科が併設されます未来探求ハイスクールなどに組み入れまして、新たな学びも含めて再構築していくことになるのではないかと考えられます。

また、福祉科でございますが、南砺福野高校に設置されておりますほか、本県では八尾高校の普通科の福祉コースでございませうとか、氷見高校の生活福祉科などにおきましても、福祉を学ぶ課程がございませう。福祉科の今後の方向性といたしましては、普通系学科と併設する職業系専門学科といたしまして、未来探求ハイスクールなどに設置することになるのではないかと考えられます。

今後、社会の変化や生徒のニーズに加え、本県産業を支える人材育成や地域バランスなどの観点も踏まえながら、丁寧に検討が進められるように努めてまいりたいと考えております。

**立村委員** 私からは、まず教員採用についてお伺いしたいと思ひます。

令和7年度の選考検査におかれましては、新たに冬先行の実施、あるいは特別選考の拡充などを行われたところがありますが、結果としては、残念ながら低倍率に歯止めがかからなかつた状況です。

そこで、つい先般、来年度の教員採用選考検査の方針が示されたところではありますが、まずは今年度の選考検査の結果をどう評価、分析されて、今般の方針となつたのか。それが1つと、あとは先般の教育委員会の場においては、他県での教職経験を有する者に対する特別選考に関して受検のハードルをさらに下げるべきとの意見があつたとのことではありますが、今、公表された方針について、さらなる

見直しを行う予定があるのかについて、安川教職員課長にお伺いします。

**安川教職員課長** 今年度実施しました教員採用選考検査では、大学3年次の者を除いて632名が受検し、392名を採用内定としたところでした。今年度の検査では、昨年度から全校種に拡充いたしました大学3年次の受検生が、昨年度よりも20名多い224名となりまして、制度が定着してきていると考えております。

また、御紹介もありましたとおり、新たに他県の現職教員を対象としましたとやまUIJ現職教員選考を12月に実施しまして、13名の応募に対して6名を採用内定としたところであり、即戦力となる人材の確保の取組として、一定の成果が得られたと考えております。

その一方で、理工系科目の検査では、十分な受検者を確保できないなど課題が残ったところでした。

県教育委員会としましては、こうしたことを踏まえ、引き続き受検要件の拡充のほか、民間からの転職や他県からのUIJターン選考など、多様な受検機会を設けることで、より多くの受検者を確保したいと考えております。

このため、来年度の教員採用選考検査では、主に3点改正したいと考えておりまして、まず1点目としまして、1次検査における大学3年次からの受検を、学生生活の多様化などに対応しますため、教員免許取得の前年度の大学生、大学院生に拡充したところがございます。また、2点目としまして、理系分野における民間経験者や博士号取得者を対象とした特別選考「とやまエキスパート教員選考」の新設、それから3点目としまして、これは去る6月の本委員会でも委員から御提案もありましたが、他県での教職経験者向けの特別選考の受検対象を、これまでの現職のみから一旦離職した方にも拡充することとしたものでございます。

こうした取組の効果と課題を検証の上、引き続き選考検査の改善を図りつつ、優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

**立村委員** 受検のハードルをさらに下げるべきだという御意見があったとのことですが、それに対する今後の対応についてはどのように今の時点ではお考えでしょうか。

**安川教職員課長** 今ほど見直し3点について申し上げましたが、この3点目、受検対象を現職のみから一旦離職した方へも拡充したという要件について、ハードルをもう少し下げてはどうかという御意見をいただいたところです。私どもとしましては、まずは、一旦離職した方へ拡充するという事で、どの程度の方に応募していただけるかといったことを検証しながら、次年度につなげてまいりたいと考えております。

**立村委員** よく分かりました。今、安川課長が御説明された事項は、本日の報告事項としても上がっており、1点お伺いしたいのですけれども、エキスパート教員選考という名の下で、対象教科に理科のみの追加となっています。例えば他県では理科のみならず、国数英などもやっておられるところもありますけれども、理科だけに絞られた理由をお聞かせいただけますでしょうか。

**安川教職員課長** 今ほどの答弁でも少し触れさせていただきましたが、今年度に限らずではありますが、理工系科目の検査では、十分な受検者が確保できないということも踏まえて、今回、エキスパート教員選考に理科を追加したものでございます。

**立村委員** 理工系の人材が不足しているというのは、奨学金の制度でもよく聞く話ではあり、次の質問にも続きますが、今年度も知恵を絞られて、これだけ選考検査の対象範囲を拡充されたことは重々理解しておりますけれども、今後も

こういった低倍率が続くようであれば、必要な人材を確保するために、新規採用教員に対する奨学金の返還助成——御存じかと思えますけれども、現在在学中の大学生に関しては、調査によれば、5割以上の方が奨学金を受給されているのが現状だと聞いております。この奨学金の返還助成をやっているかどうかというのは、ある意味、富山に帰ってくる1つの大きなインセンティブになると私は考えています。

そこで改めてお伺いしますが、今後、低倍率が続くようであれば、新規採用教員に対する奨学金の返還助成の検討の余地があるのではないかと思うわけではありますが、安川課長の所見をお伺いしたいと思えます。

**安川教職員課長** 本県における教員採用選考検査の受検倍率ですが、7年前までは3倍程度でありまして、近年は2倍程度で推移しておりましたが、今年度の受検倍率は1.6倍となったところでございます。

奨学金の返還助成については、令和6年度に日本学生支援機構の奨学金で、大学院で第1種奨学金の貸与を受けた学生が教員採用選考検査等に合格し、一定の条件を満たす場合に、返還が免除される制度が創設されたところです。また、教員不足対策の一環としまして、独自に奨学金返還支援制度を設けている自治体もあると承知しております。

こうした制度は、教職を志す学生に対して経済的な不安を軽減し、教職への進路選択の後押しや教職の専門性を高める効果があることが期待されます。

御提案の教職を希望する学生への奨学金返還支援制度につきましても、今ほど申し上げました日本学生支援機構における今後の制度拡充の動向や先行県の制度及び実績等を確認しますほか、本県で実施しております理工系薬学部生や看護学生等に対する奨学金返還助成制度の活用状況など

も踏まえ、その在り方について研究してまいりたいと考えております。

**立村委員** それでは、引き続き、県警本部にお伺いいたします。

先般、若手警察官等から警察本部長に対して、人材確保・活躍推進提言書が渡されたとのことであります。先ほど本部長からも、若干御説明がありました。

その概要と提言を受けての今後の対応について伴野警務部長にお伺いいたします。

**伴野警務部長** 先ほど予算案説明の際にも警察本部長から御説明がありましたけれども、県警察におきましては、富山県人材確保・活躍推進本部の設置を受けまして、令和7年5月に将来の警察活動を担う20代の若手職員を中心とし、富山県警察人材確保・活躍推進ワーキンググループを立ち上げました。

そこで警察本部長をはじめとする幹部職員と若手職員が、4つの柱を中心に議論を交わしまして、具体的には人材確保策、働き方改革、人材育成、省力化・省人化などの方策につきまして、5回にわたり議論を重ね、先般13日に検討結果が提言書として警察本部長に提出されたところでございます。

県警察の採用情勢が極めて厳しいものとなっているところ、人材確保こそが警察組織の将来を左右する最重要課題であるとの認識の下、時代に即した組織への転換を図るために、若手職員からは、働き続けたい魅力ある組織づくり、それから人を大切に作る組織風土の形成などの意見が提言書に盛り込まれたところでございます。

提言書の具体的な内容といたしまして、時代に即した警察学校のイメージアップをはじめ、採用試験会場の首都圏への拡大、一般採用枠でのSPI試験の導入などといった

新しい試験制度、在宅勤務が可能となるようなテレワーク環境の整備、そして先ほど来ありましたAI街頭防犯カメラの導入などによる捜査活動の迅速化・効率化などといった様々な提言がございました。

このうち、冒頭に警察本部長からも御説明がありました予算案に係るものにつきましては、今般の県議会で御審議を賜った上で、相当程度実現をしていくこととなるのかと思っております。

県警察では、今後の人材確保・活躍推進に係る取組の方向性などを具体的な施策に反映させまして、職員一丸となって、将来を見据えた警察運営を推進してまいりたいと思っております。

**立村委員** 伴野部長が言われましたとおり、先般発表された予算案の中には、幾つかこういった意見を踏まえてのものも含まれておるかと思えます。未来の警察を担う若い方々の貴重な御意見かと思えますので、十分尊重してあげた上で、今後また対応していただければと思います。

**瀬川委員長** ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑、質問を終わります。

## 2 陳情の審査

**瀬川委員長** 次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておられませんので、御了承願います。

**瀬川委員長** 以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。